

# 請願文書表

平成 2 8 年 第 3 回  
熊谷市議会定例会

目

次

請願第 9 号 「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」の提出を求める  
請願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

請願第 9 号 平成 28 年 8 月 29 日受理

件 名 「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

請 願 者 熊谷市小島 6 5 4 - 9  
熊谷民主商工会  
会長 高橋邦之

紹 介 議 員 大山美智子

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 総務文教常任委員会

## 【件 名】

「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

## 【請願趣旨】

所得税法第 56 条は、明治 20 年（1887 年）の所得税法の導入により、封建的な戸主制の世帯課税が 130 年近くたった今も残されたものです。まだ女性に選挙権もない時代の差別的な社会制度の考え方が生き残った条文です。

戦後の基本的人権の尊重を謳う新憲法の下、シャープ勧告で個人課税が当たり前になりましたが、家族が働いた分の報酬を認めない理由として、家事関連費との区別が困難とか、所得隠し・分割を防ぐなどとされています。

よって自営業は、勤労世帯でありながら、配偶者には 86 万円、家族には 50 万円の専従者控除しか認められていません。自家労働を経費として認めない税制の下で、労働の事実があるのにその事実が認められず、働きに応じた適切な報酬を得ることが保障されていません。

また、家族従業者の労働が「給与」とならないことで、経済的・社会的不利益を被っています。所得証明がないため、交通事故にあっても補償額は専業主婦の半分以下、自動車のローンも組めません。経済的自立を妨げ、社会保障上でも差別されるなど、この条文が、様々な弊害を生んでいます。事業承継を困難にしている要因のひとつでもあります。

今年、国連女性差別撤廃委員会は、「家族経営における女性のエンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める」と日本政府に勧告しました。

記帳義務化にともない、申告形態に関わらず家族一人ひとりの働き分は、必要経費として認め、地域経済の活性化と事業承継の観点からも、所得税法第 56 条の廃止を求めます。

昨今の女性の労働に対する期待と政策に呼応する意味でも、国に廃止を求める意見書を提出してください。

以上の趣旨から下記のことを請願します。

## 【請願事項】

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を提出すること。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。